



令和7年6月6日  
道路局 環境安全・防災課

### 直轄国道において、道路標識の視認性点検の試行を開始します

～道路利用者の安全・安心、目的地までの円滑な移動に向けて～

道路標識の視認性の判定区分や健全性の診断区分などを盛り込んだ点検要領案を作成し、全国の地方整備局等の直轄国道において、視認性点検の試行を開始します。

- 道路標識の適切な修繕は、道路利用者の安全・安心や、目的地までの円滑な移動を確保するため重要です。
- 道路標識の視認性については、各道路管理者において、道路巡視等による目視確認や道路利用者の声などを踏まえ、順次、修繕を行っているのが現状です。
- 一方、道路標識の視認性改善のニーズもあることから、今般、視認性の判定区分や健全性の診断区分などを盛り込んだ点検要領案を作成し、全国の地方整備局等の直轄国道において、視認性点検の試行を開始します。
- 今年度の直轄国道での試行結果等を踏まえ、点検要領案の見直しを行い、道路標識の視認性点検の改善に取り組みます。
- 直轄国道での具体的な試行箇所等については、今後、地方整備局等において検討を行います。

#### 【別紙】 道路標識の視認性点検の試行概要

<視認性不良の標識のイメージ>



<問い合わせ先>

道路局 環境安全・防災課 道路交通安全対策室 北村（内線 38104）

乗川（内線 38155）

代表(03)5253-8111 直通(03)5253-8907

# 道路標識の視認性点検の試行概要

○適用の範囲 : 国土交通省が管理する道路標識

○点検方法 : 車上(遠望)目視

○判定区分 : 4段階で区分

変状の種類	判定区分			
	AA	A1	B	OK
視認性不良 (汚損)	輝度不足や汚れにより、 <u>判読ができない。</u>	輝度不足や汚れにより、 <u>判読が困難である。</u>	不良であるが、 軽微で判読は可能である。	輝度不足や汚れがなく、 判読は可能である。
視認性不良 (劣化)	輝度不足や白亜化により、 <u>判読ができない。</u>	輝度不足や白亜化により、 <u>判読が困難である。</u>	不良であるが、 軽微で判読は可能である。	輝度不足や白亜化がなく、 判読は可能である。
視認性不良 (植生)	植生の影響により、 <u>判読ができない。</u>	植生の影響により、 <u>判読が困難である。</u>	不良であるが、 軽微で判読は可能である。	植生の影響がなく、 判読は可能である。

(判読できない)

(判読困難)

(不良軽微で  
判読可能)

(判読可能)

○健全性診断区分 : 3段階で区分

健全性診断区分		個別判定区分	
区分	状態	判定区分	定義
III 早期措置段階	標識板の視認性の機能に支障が生じる可能性があり、 <u>早期に措置を講ずべき状態</u>	AA	変状が著しく、 速やかな措置が必要な状態
		A1	変状があり、 <u>早期に措置が必要な状態</u>
II 予防保全段階	標識板の視認性の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から <u>措置を講ずることが望ましい状態</u>	B	変状があり、 変状の進行状態を継続的に監視する必要がある状態
I 健全	標識板の視認性の機能に支障が生じていない状態	OK	変状がない又は <u>措置を必要としない</u> 変状がある状態

<視認性不良の標識のイメージ>



劣化



汚損



劣化



植生